

◎新潟県教育委員会訓令第7号

県立学校

新潟県立学校職員服務規程（平成24年8月新潟県教育委員会訓令第10号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から実施する。

令和5年3月28日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

次の表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式（以下「移動後別記様式」という。）に対応する同表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式（以下「移動別記様式」という。）が存在する場合には当該移動別記様式を当該移動後別記様式とし、移動後別記様式に対応する移動別記様式が存在しない場合には当該移動後別記様式を加える。

改 正 後	改 正 前								
<p>(休業等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2～11 (略)</p> <p><u>12 地方公務員法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業の承認の申請は、高齢者部分休業承認申請書（別記第22号様式）を校長に提出して行わなければならない。</u></p> <p><u>13 職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年新潟県条例第30号）第6条に規定する休業時間の延長の申出は、高齢者部分休業の休業時間延長承認申請書（別記第23号様式）を校長に提出して行わなければならない。</u></p> <p>第21号様式 (略)</p> <p>第22号様式 (第13条関係)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>新潟県立 学校長 様</p> <p style="text-align: right;">職名 氏名</p> <p>高齢者部分休業承認申請書</p> <p>地方公務員法第26条の3第1項の規定により高齢者部分休業の承認を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">申 請 事 由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>休業開始希望日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>休業申請時間</td> <td style="text-align: center;">午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分</td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td></td> </tr> </table> <p>注1 「申請事由」欄には、高齢者部分休業を申請する理由を具体的に記入すること。</p> <p>2 休業申請時間が正規の勤務時間の始め又は終わりでない場合は、その内容、理由等を「備考」欄に記入すること。</p> <p>3 休業申請時間は、1日を通じて2時間（部分休業、介護時間又は育児休暇を承認されている職員にあっては、2時間からこれらの承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を</p>	申 請 事 由		休業開始希望日	年 月 日	休業申請時間	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分	備 考		<p>(休業等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2～11 (略)</p> <p>第21号様式 (略)</p>
申 請 事 由									
休業開始希望日	年 月 日								
休業申請時間	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分								
備 考									

超えない範囲で必要な時間を記入すること。

第23号様式（第13条関係）

年 月 日

新潟県立 学校長 様

職名 氏名

高齢者部分休業の休業時間延長承認申請書
職員の高齢者部分休業に関する条例第6条の規定により高齢者部分休業の休業時間の延長の承認を申請します。

記

申請事由	
休業時間延長 開始希望日	年 月 日
休業申請時間	現に承認を受けている休業時間 ----- 午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分
	延長後の休業時間 ----- 午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分
備考	

注1 「申請事由」欄には、休業時間の延長を申請する理由を具体的に記入すること。

2 休業申請時間が正規の勤務時間の始め又は終わりでない場合は、その内容、理由等を「備考」欄に記入すること。

3 休業申請時間は、1日を通じて2時間（部分休業、介護時間又は育児休暇を承認されている職員にあつては、2時間からこれらの承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲で必要な時間を記入すること。

第24号様式（略）

第22号様式（略）

第25号様式（略）

第23号様式（略）

第26号様式（略）

第24号様式（略）

第27号様式（略）

第25号様式（略）

第28号様式（略）

第26号様式（略）

第29号様式（略）

第27号様式（略）

附 則

改正後の新潟県立学校職員服務規程の規定は、職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和4年新潟県条例第31号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員について準用する。